

付議案第13号

福岡市博物館登録規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和5年3月28日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、博物館法の改正に伴い、福岡市博物館登録規則の一部を改正する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市博物館登録規則の一部を改正する規則

福岡市博物館登録規則（平成27年福岡市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条」を「第22条」に改める。

第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（登録の申請）」を付し、同条第1項中「第11条第1項」を「第11条」に改め、「登録」の次に「（以下「登録」という。）」を加え、「よるものとする」を「より行わなければならない」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第12条第2項第3号に規定する書類は、次条第1項に規定する基準に適合していることを証する書類とする。

第3条を次のように改める。

（登録要件の審査）

第3条 第13条第2項に規定する教育委員会が定める基準は、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第3章に定めるとおりとする。

2 教育委員会は、登録の審査に当たって、学識経験者に意見を徴しなければならない。

第4条を削る。

第5条の見出しを「(変更の届出)」に改め、同条中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(定期報告)

第5条 登録を受けた博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、教育委員会が別に定めるところにより、定期的に教育委員会に報告しなければならない。

第6条及び第7条を次のように改める。

(廃止の届出)

第6条 法第20条第1項の規定による届出は、博物館廃止届により行わなければならない。

(市の設置する博物館に関する特例)

第7条 第4条、第5条及び第6条の規定は、本市が設置する博物館については適用しない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

<p><u>専門機関にその意見を徴するものとする。</u></p> <p><u>(登録事項等の変更)</u></p> <p>第5条 <u>法第13条第1項の規定による届出は、博物館登録事項（添付書類）変更届により行わなければならない。</u></p> <p>(条を加える)</p> <p><u>(博物館の廃止)</u></p> <p>第6条 <u>法第15条第1項に規定する博物館の廃止の届出は、博物館廃止届によるものとする。</u></p> <p><u>(博物館の公示)</u></p> <p>第7条 <u>この規則の定めるところにより、博物館の登録、登録事項の変更（法第11条第1項各号に掲げる事項に係るものに限る。）、登録の取消及び登録の抹消の場合は、教育委員会告示をもって、公示するものとする。</u></p> <p>(申請書等の様式)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p><u>(変更の届出)</u></p> <p>第4条 <u>法第15条第1項の規定による届出は、博物館登録事項（添付書類）変更届により行わなければならない。</u></p> <p><u>(定期報告)</u></p> <p>第5条 <u>登録を受けた博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、教育委員会が別に定めるところにより、定期的に教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(廃止の届出)</u></p> <p>第6条 <u>法第20条第1項の規定による届出は、博物館廃止届により行わなければならない。</u></p> <p><u>(市の設置する博物館に関する特例)</u></p> <p>第7条 <u>第4条、第5条及び第6条の規定は、本市が設置する博物館については適用しない。</u></p> <p>(申請書等の様式)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>条ずれによる改正</p> <p>法第16条新設による新設</p> <p>条ずれによる改正及び字句の改正</p> <p>法第14条新設、第15条、第19条による削除及び法第21条新設による新設</p>
---	---	--

福岡市博物館登録規則（平成27年福岡市教育委員会規則第15号）の一部を改正する規則案

1 改正の理由

博物館登録規則（平成27年教育委員会規則第15号）は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に基づき博物館の登録に関して必要な事項を定めている。

博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）及び博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第2号）の制定により博物館の登録に係る審査基準が変更され、令和5年4月1日付けで施行されることに伴い所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

○登録の申請

- (1) 添付書類の変更。
- (2) 博物館資料目録の規定を削除。

○登録要件の審査

- (1) 登録の審査にあたって、文部科学省令で定める基準を参酌することとする一文を追加。
- (2) 法第13条の新規規定により、博物館に関する専門機関の意見を徴する規定を新設。

○定期報告

法第16条の新規規定により、博物館の運営の状況に係る定期報告を新設。

○市の設置する博物館に関する特例

法第21条の新設規定により、市の設置する博物館については変更の届出、定期報告、廃止の届出については適用しない規定を新設。

○その他

条項ずれによる所要の改正等。

3 規則新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日